

独立した第三者保証報告書

2025年7月29日

株式会社オービック
執行役員 経営企画室長
三由 光 殿

日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区入船二丁目1番1号
代表取締役社長 児島 明彦



当社は、株式会社オービック（以下「会社」という）からの依頼に基づき、会社が公表する株式会社オービックの国内事業所及び株式会社オービックオフィスオートメーションに関する2024年4月1日～2025年3月31日までのGHG排出量〔Scope1:230t-CO₂eq、Scope2:1,204t-CO₂eq、Scope3:27,151t-CO₂eq（カテゴリ1:21,171t-CO₂eq、カテゴリ2:4,742t-CO₂eq、カテゴリ3:422t-CO₂eq カテゴリ4:（カテゴリ1に含む）、カテゴリ5:14t-CO₂eq、カテゴリ6:285t-CO₂eq、カテゴリ7:517t-CO₂eq）、算定範囲：株式会社オービック 東京本社（京橋エドグランを含む）、大阪本社及び全支店・営業所・研修所（連結子会社である株式会社オービックオフィスオートメーションを含む）〕（以下「株式会社オービックが公表する2024年度GHG排出量」という。）について、第三者保証業務を実施した。

1. 会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準と手続き（以下「会社の定める規準」という）に準拠してCO₂排出量情報を作成する責任を負う。国際保証業務基準（ISAE）第3410号「温室効果ガス報告に対する保証業務」に示されているように、会社のGHG排出量の算定には、完全なる排除が難しい不確かさを伴う。

2. 当社の独立性と品質管理

当社は、ISO 17029:2019「適合性評価—妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項」に従い、品質管理を確保するためのマネジメントシステムを確立している。本保証業務の実施にあたっては、ISO 17029:2019が求める独立性をはじめとする基本原則を遵守した。

3. 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づいて、対象情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際保証業務基準（ISAE）第3000号（以下「ISAE 3000」という）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISO 14064-3:2019「温室効果ガス-第3部：温室効果ガスに関する声明書の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に準拠して、限定的保証業務を行った。

当社の保証業務は、東京本社における、従業員へのインタビュー、業務に関わるプロセスの観察、会社の定めた規準の評価、保証対象に係る情報の分析・検討、保証の基礎となる記録と元データとの照合及び確認などによって実施した。

保証業務に携わったチームは、必要な知識、経験、資格などにより選任した専門家や実務者から構成されており、サステナビリティ情報審査の主任審査員を含んでいる。

ISAE3000で定義されているように、限定的保証業務で実施する手続き、実施時期及び範囲は、合理的保証業務で必要とされるものと比べて限られている。よって、限定的保証業務は有意であると判断する保証の水準を得るものであるものの、合理的保証業務ほど高い水準の保証を与えるものではない。

4. 結論

当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づき、「株式会社オービックが公表する2024年度GHG排出量」に記載されているCO₂排出量について、すべての重要な点で、会社の定める規準に準拠して作成されていないと当社に信じさせる事項は認められなかった。

以上